

青森県告示第五百六十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	なかよし調剤薬局松原店	弘前市大字松原東二丁目五の二六	平成 二九・四・一
変更後	すずらん調剤薬局松原東店		
変更前	なかよし調剤薬局弘前駅前店	弘前市大字駅前町六の一	〃
変更後	すずらん調剤薬局弘前駅前店		
変更前	なかよし調剤薬局	平川市小和森種取三〇の五	〃
変更後	すずらん調剤薬局平賀店		

青森県告示第五百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十九年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
一般社団法人謙心会	就労継続支援A型	五所川原市大字飯詰字福泉六七の一	平成 二九・七・三

青森県告示第五百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

平成二十九年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	地域相談支援の種類	一般相談支援事業を行う事業所	指定年月日
合同会社とわだみらい	地域移行支援	十和田市東二番町五の二八	平成 二九・八・一
合同会社とわだみらい	地域定着支援	十和田市東二番町五の二八	〃

青森県告示第五百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十九年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
くすのき薬局	八戸市城下一丁目一〇の一〇	平成 二九・八・一
平成薬局黒石病院前	黒石市北美町二丁目六一	〃

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十九年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十九年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、鱈ヶ沢堰地区の県営土地改良事業(農業用河川工作物応急対策事業)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年八月一日から同月二十九日まで

三 縦覧の場所

鱈ヶ沢町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ナカムラ技研

二 代表者の氏名 中村元文

三 主たる営業所の所在地 青森市大字石江字岡部五三の四

四 許可番号 青森県知事許可(般一七)第一五一七〇号

五 取消年月日 平成二十九年七月七日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年六月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社大一通商
- 二 代表者の氏名 大坂功
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字平新田字森越二二の二八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二七)第八九五〇号
- 五 取消年月日 平成二十九年七月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 高松建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 高松大助
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字奥戸字奥戸村一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(特―二四)第九一三五号
- 五 取消年月日 平成二十九年六月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年四月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す

る。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社太田建設産業
- 二 代表者の氏名 太田巳代次
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市栗山町一の一三七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二四)第六六二二号
- 五 取消年月日 平成二十九年六月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年六月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 檜田塗装店
- 二 氏名 檜田敏夫
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市山田町一〇の四六

四 許可番号 青森県知事許可(般―二六)第九五四七号

五 取消年月日 平成二十九年六月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

左官工業、塗装工業及び防水工業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年四月十日前記建設業者が前記の工業業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

雑 報

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月三十一日

青森県新産業都市建設事業団理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第一号

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団財務規則(昭和三十九年四月青森県事業団規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第三号中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に改める。

第五十二条第一項第四号中「第百六十九条の四第二項」を「第百六十九条の七第二項」に改める。

別記第二の第七條の次に次の一條を加える。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第七條の2 受注者は、次に掲げる届出を行っていない建設業者(当該届出の義務がない建設業者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。次項において同じ。)の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出を行った事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

別記第二の第三十條第十一項及び第三十一條第二項及び第四項中「年2. 8パーセント」を「年2. 7パーセント」に改める。

別記第二の第四十六條第一項中「第44条又は第44条の2の規定によりこの契約を解除した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同(四)の各号を加える。

- (1) 第44条又は第44条の2の規定によりこの契約を解除したとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

別記第二の第四十六條第一項中「第44条又は第44条の2の規定によりこの契約を解除した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同(四)の各号を加える。

- (1) 第44条又は第44条の2の規定によりこの契約を解除したとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

別記第二の第四十六條第一項中「第44条又は第44条の2の規定によりこの契約を解除した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同(四)の各号を加える。

- (1) 第44条又は第44条の2の規定によりこの契約を解除したとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

別記第二の第四十六條第三項中「場合」の次に「(第44条第2項及び第44条の2の規定により、この契約が解除された場合を除く。)」を加え、同(四)の各号を「(一) 同条第二項中「前項」を「第1項」に改め、(二) 同条第三項中「(一) 同項の趣意の一項を加える。」

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人

(2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

別記第三の第四十七条中「場合」の次に「又は前条第二項各号に掲げる者によりこの契約が解除された場合」を加へ、「前条」を「同条」と改める。

別記第二の第四十九条第三項中「又は第44条の2の規定による」と「若しくは第44条の2の規定による」とし又は第46条第二項各号に掲げる者によりされたものである」を「年2. 8パーセント」を「年2. 7パーセント」と改め、同条第八項中「又は第44条の2の規定による」と「若しくは第44条の2の規定による」とし又は第46条第二項各号に掲げる者によりされたものである」と改める。

別記第二の第五十条中「、又は」の次に「第44条第二項、第44条の2、」を加へる。

別記第二の特記事項中「平成29年3月31日」と「平成30年3月31日」と改める。

別記第三のその一別記第三条第二項中「年2. 8パーセント」を「年2. 7パーセント」に改め、その二別記第四条第二項中「年2. 8パーセント」を「年2. 7パーセント」に、同第十八条第二項中「年2. 8パーセント」を「年2. 7パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県新産業都市建設事業団財務規則第四十八条、別記第二及び別記第三の規定は、この規則の施行日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

正 誤

林 政 課

発行年月日 平成三〇・七・四 第三八六四号	区分 告示	番 号 第五五八号	ページ 三	段 下	行 三	誤 土石の採掘用地とするため	正 指定理由の消滅
-----------------------------	----------	--------------	----------	-----	-----	-------------------	--------------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭